

○宇和島市屋外広告物条例施行規則

平成19年 6 月22日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇和島市屋外広告物条例（平成19年条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止地域等)

第2条 条例第5条第1項第1号、第12号及び第19号に規定する区間又は地域並びに条例第7条第1項第4号に規定するものは、別表第1のとおりとする。

(許可の基準)

第3条 条例第6条第2項（条例第7条第6項及び第11条第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

(適用除外の基準)

第4条 条例第7条第1項第4号、第2項第1号、第2号及び第4号並びに第4項第1号に規定する規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

2 条例第7条第2項第6号に規定する公共掲示板を利用しようとする者は、公共掲示板利用申請書（様式第1号）正本1通及びその写し1通を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(軽微な変更又は改造)

第5条 条例第11条第1項に規定する規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

(1) 屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の形状、材料、構造、色彩、意匠及び表示面積の変更を伴わない修繕、補強又は塗装

(2) 劇場、映画館等の常設興業場において興業内容を表示する広告物の短期かつ定期的な変更で、掲出物件の位置又は形状を変更することなく行うもの

(3) 掲示板に掲出される新聞、ポスター等の広告物の短期かつ定期的な変更で、当該掲示板の位置又は形状を変更することなく行うもの

(4) 店舗、事業所等の建物の壁面に設置した広告幕を掲出する装置に掲出される当該店舗、事業所等の営業内容を表示する広告幕の短期かつ定期的な変更で、当該装置の位置又は形状を変更することなく行うもの

(管理者の要件等)

第5条の2 条例第12条第2項の規則で定める広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) はり紙、はり札等、立看板等、塗装、広告幕、広告旗及びアドバルーン
- (2) 表示面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが4メートル以下であるもの

2 条例第12条第3項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者及び広告物等の点検に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会で別に定めるものの課程を修了した者とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
 - (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士免状の交付を受けている者
 - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって帆布製品製造取付けに係るもの
- （申請又は届出）

第6条 次の各号に掲げる申請又は届出は、当該各号に定める様式により、申請書は正副2通、届出書は1通を提出しなければならない。

- (1) 条例第6条第1項又は第7条第3項各号の規定による許可申請 様式第2号
- (2) 条例第11条第1項の規定による変更許可申請 様式第3号
- (3) 条例第14条第1項の規定による届出 様式第4号
- (4) 条例第14条第2項の規定による届出 様式第5号
- (5) 条例第14条第3項の規定による届出 様式第6号
- (6) 条例第14条第4項及び条例第17条第2項の規定による届出 様式第7号

2 新たに広告物等を管理する者を置き、又は広告物等を管理する者を変更しようとする場合において、条例第6条第1項、第7条第3項各号又は第11条第1項の規定による許可を受けたときは、条例第14条第1項の規定による届出があったものとみなす。

（許可証票等）

第7条 市長は、条例第6条第1項、第7条第3項各号及び第11条第1項の規定により許可したときは、副本を申請人に交付するとともに、許可証票（様式第8号）を交付する。ただし、はり紙に係る許可については、副本を申請人に交付するとともに、当該はり紙に許可証印（様式第9号）を押すものとする。

2 不許可の場合は、その理由を付し、副本を申請人に返送するものとする。

第8条 前条の規定による許可証票の交付を受けた者は、これを広告物等の表面に明視できるよう貼り付けなければならない。

（許可の更新の申請期限）

第9条 条例第6条第5項（条例第7条第6項及び第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、許可期間満了の日の10日前までに申請書を提出しなければならない。

（広告物等を保管した場合の公示の場所）

第10条 条例第20条第1項第1号に規定する規則で定める場所は、宇和島市役所構内掲示場とする。

（保管物件の一覧簿）

第11条 条例第20条第2項に規定する規則で定める様式は、保管物件一覧簿（様式第10号）によるものとする。

2 条例第20条第2項に規定する規則で定める場所は、都市整備課とする。

（保管した広告物等を売却する場合の手続）

第12条 条例第22条第2項の保管した広告物等の売却の手続は、宇和島市契約規則（平成17年規則第56号）の定めるところによる。

（受領書）

第13条 条例第24条に規定する規則で定める様式は、受領書（様式第11号）によるものとする。

（身分証明書）

第14条 条例第25条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第12号）によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に提出されている愛媛県屋外広告物条例施行規則様式第1号から様式第3号までの規定による申請書は、施行後の宇和島市屋外広告物条例施行規則様式第1号から様式第3号までの規定による申請書とみなす。

附 則（令和元年7月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年2月12日規則第24号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和7年3月31日規則第24号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

別表第1（第2条関係）

- 1 条例第5条第1項第1号の規定により指定する区域

名 称	所在地
景観計画区域	宇和島市遊子地内
南予レクリエーション都市計画風致地区	宇和島市津島町近家地内

- 2 条例第5条第1項第12号の規定により指定する区域

次の表の左欄に掲げる道路から展望できるそれぞれ同表右欄に掲げる区域

道路の名称	区域
四国横断自動車道	市内の全区間の両側の路端からそれぞれ100メートル以内の区域
一般国道56号	市内の自動車専用道路の区間の両側の路端からそれぞれ100

メートル以内の区域

注 1 道路の区間は、供用開始されている部分に限る。

3 条例第 5 条第 1 項第 19 号の規定により指定する駅前広場並びにこれらの付近の地域

名称	所在地
宇和島駅前広場	宇和島市錦町及び天神町地内

4 条例第 7 条第 1 項第 4 号の規定により指定する公益上必要な施設又は物件

- (1) 防犯灯及び街路灯
- (2) 公園等のベンチ
- (3) 児童の遊戯施設
- (4) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に規定する案内標識

別表第 2（第 3 条関係）

第 1 条例第 6 条第 1 項の許可及びこれに係る条例第 11 条第 1 項の許可の基準

1 共通基準

- (1) 特に景観に配慮すべき地域又は場所にあつては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が当該景観と調和したものであること。
- (2) 広告物を表示しない面及び脚部の露出している部分は、塗装その他の装飾をしたものであること。
- (3) ネオン管その他の照明を使用する広告物等にあつては、昼間においても良好な景観及び風致を害しないものであること。
- (4) 蛍光、発光又反射を伴う塗料又は材料を使用しないものであること。

2 個別基準

(1) はり紙

表示面積（2 面以上を持つ広告物にあつては、各面の広告物等の表示面積の合計の面積をいう。以下同じ。）が 1.5 平方メートル以下であること。

(2) はり札等

表示面積が 0.3 平方メートル以下であること。

(3) 立看板等

ア 表示面が縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下であること。

イ 脚部の長さが 0.5 メートル以下であること。

(4) 建物その他の工作物等の壁面（窓面を含む。以下同じ。）を利用する広告物等（広告幕を除く。）

ア 広告物等を表示し、又は設置する壁面における各広告物等の表示面積の合計が当該壁の面積の2分の1以下であること。

イ 壁面の上端又は側端から突き出さないものであること。

ウ 窓又は開口部をふさがないものであること。

エ 地盤面から広告物等の上端までの高さが51メートル以下であること。ただし、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は建物の名称を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場等（以下「事業所等」という。）の建物その他の工作物等の壁面に表示し、又は設置する広告物等で、次のいずれにも該当するものについては、この限りでない。

（ア） ネオン管を使用していないものであること。

（イ） 照明が点滅しないものであること。

（ウ） 高さの限度を超えて表示し、又は設置する広告物等が1個であること。

（5） 建物の屋上を利用する広告物等

ア 広告物等の高さが20メートル以下で、かつ、地盤面から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下であること。

イ 地盤面から広告物等の上端までの高さが51メートル以下であること。ただし、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は建物の名称を表示するため、自己の住所又は事業所等の建物の屋上に表示し、又は設置する広告物等で、次のいずれにも該当するものについては、この限りでない。

（ア） ネオン管を使用していないものであること。

（イ） 照明が点滅しないものであること。

（ウ） 高さの限度を超えて表示し、又は設置する広告物等が1個であること。

ウ 建物の壁面の延長面から突き出さないものであること。

（6） 建物その他の工作物等の壁面から突き出した広告物等

ア 建物その他の工作物等からの出幅が1.5メートル以下であり、かつ、道路境界線からの出幅が1メートル以下であること。

イ 道路面から広告物等の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上にあつては4.5メートル以上であること。

ウ 広告物等の上端が広告物等を表示し、又は設置する壁面の上端を超えないものであること。

エ 地盤面から広告物等の上端までの高さが51メートル以下であること。

(7) 土地に直接設置する広告塔及び広告板（広告アーチを除く。以下「野立広告物」という。）

ア 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもの。

(ア) 表示面積（1事業所等につき、2以上の野立広告物を設置する場合にあっては、それぞれの表示面積の合計）が6平方メートル以下であること。

(イ) 高さが3メートル以下であること。

(ウ) 公衆の利便に供することを目的とする事項以外の事項を表示する場合は、その表示面積が全体の表示面積の10分の1以下であること。

イ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するために自己の住所又は事業所等に表示し、又は設置するもの及び自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの。

(ア) 表示面積（自己の住所若しくは1事業所等又は一団の土地若しくは1物件につき、2以上の野立広告物を設置する場合にあっては、それぞれの表示面積の合計）が30平方メートル以下であること。

(イ) 高さが20メートル以下であること。

ウ ア及びイに掲げるもの以外のもの

(ア) 高速自動車国道及び自動車専用道路から展望できる地域として市長が指定した区域においては、許可しない。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域又は官報で公示された最近の国勢調査の結果（以下「国勢調査結果」という。）による人口集中地区における、次のいずれにも該当するものについては、この限りでない。

a 道路の路端からの距離が100メートルを超えるものであること。

b 表示面積が30平方メートル以下であること。

c 高さが10メートル以下であること。

d 最寄りの野立広告物からの距離が100メートル以上であること。

(イ) 道路及び鉄道等の市長が指定する区間並びに道路及び鉄道等から展望することができる地域で市長が指定する区域のうち、(ア)本文に規定する区域以外の区域（都市計画法第2章の規定により定められた用途地域及び国勢調査結果による人口集中地区を除く。）においては、次のいずれにも該当するものであること。

a 道路の路端からの距離が100メートル以上であること。

b 表示面積が30平方メートル以下であること。

c 高さが10メートル以下であること。

d 最寄りの野立広告物からの距離が100メートル以上であること。

(ウ) (ア) 本文及び(イ)に規定する区域以外の区域においては、次のいずれにも該当するものであること。

a 道路の路端からの距離が10メートル以上であること。

b 表示面積が30平方メートル以下であること。

c 高さが10メートル以下であること。

d 最寄りの野立広告物からの距離が5メートル以上であること。

(8) 電柱、街路灯その他これに類するもの(以下「電柱等」という。)を利用する広告物等

ア 電柱等に巻き付けて取り付ける広告物等

(ア) 地盤面から広告物等の下端までの高さが1メートル以上であること。

(イ) 縦の長さが1.8メートル以下であること。

(ウ) 取り付ける電柱等に他の巻き付けて取り付ける広告物等が取り付けられていないものであること。

イ 電柱等に突き出して取り付ける広告物等

(ア) 道路面から突出部分の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上にあつては4.5メートル以上であること。

(イ) 縦の長さが1.2メートル以下であり、かつ、出幅が0.6メートル以下であること。

(ウ) 道路の外側へ向かって設置されるものであること。

(エ) 取り付ける電柱等に他の突き出して取り付ける広告物等が取り付けられていないものであること。

(9) 停留所標識を利用する広告物等

ア 表示面積が停留所標識の表示面積の5分の1以下であること。

イ 広告物等の個数が停留所標識1個につき1個であること。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、照明式バス停留所標識を利用するものにあつては、表示位置が照明表示ボックスの進行車両の非対向面及び歩道面の2面の最下段であり、かつ、表示面積が照明表示ボックスの各表示面の面積の3分の1以下であること。

(10) 消火栓標識を利用する広告物等

ア 表示面が縦0.4メートル、横0.8メートル以下であること。

イ 広告物等の個数が消火栓標識1個につき1個であること。

ウ 道路面から広告物等の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上にあつては4.5メートル以上であること。

(11) 広告幕

ア 長さが15メートル以下、幅が1.5メートル以下であること。

イ 道路面から広告幕の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上にあつては4.5メートル以上であること。

ウ 建物等の壁面等を利用するものにあつては、(4)のア、イ及びエに該当するものであること。

(12) 広告旗

ア 表示面積が2平方メートル以下であること。

イ 道路の路肩から5メートル以内の場所に表示し、又は設置する場合にあつては、広告物等の相互間の距離が5メートル以上であること。

(13) アドバルーン

長さが15メートル以下で、幅が1.5メートル以下の網に布片で表示し、かつ、主網に十分緊結していること。

(14) 広告アーチ

ア 表示面積が30平方メートル以下であること。

イ 道路面から広告アーチの下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上にあつては4.5メートル以上であること。

第2 条例第7条第3項各号の許可及びこれに係る条例第11条第1項の許可の基準

1 条例第7条第3項第1号の許可及びこれに係る条例第11条第1項の許可の基準

(1) 表示面積（自己の住所又は1事業所等につき、2以上の広告物等を表示し、又は設置する場合にあつては、それぞれの表示面積の合計）が50平方メートル以下であること。

(2) 第1（2の（9）、（10）及び（14）を除く。）に定める基準に適合していること。

2 条例第7条第3項第2号の許可及びこれに係る条例第11条第1項の許可の基準

(1) 表示面積（自己の住所又は1事業所等につき、2以上の広告物等を表示し、又は設置する場合にあつては、それぞれの表示面積の合計）が3平方メートル以下であること。

(2) 高さが3メートル以下であること。

(3) 公衆の利便に供することを目的とする事項以外の事項を表示する場合は、その表示面積が全体の表示面積の10分の1以下であること。

(4) 第1(2の(9)、(10)及び(14)を除く。)に定める基準に適合していること。

宇和島市屋外広告物条例施行規則運用基準

1 規則別表第2第1の2の(7)のウの(ア)の規定により指定する区域。

次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道等から展望できるそれぞれ同表右欄に掲げる区域

道路及び鉄道等の名称	区域
四国横断自動車道	市内の全区間の両側の路端からそれぞれ100メートルを超え500メートル以内の区域
一般国道56号	(1) 市内の自動車専用道路の区間の両側の路端からそれぞれ100メートルを超え500メートル以内の区域 (2) 市内の全区間(自動車専用道路の区間を除く)の両側の路端からそれぞれ500メートル以内の区域
四国旅客鉄道株式会社予讃線	市内の全区間の軌道敷の両側からそれぞれ500メートル以内の区域
四国旅客鉄道株式会社予土線	市内の全区間の軌道敷の両側からそれぞれ500メートル以内の区域

注 道路の区間は、供用開始されている部分に限る。

2 規則別表第2第1の2の(7)のウの(イ)の規定により指定する区間

道路及び鉄道等の名称	指定区間
一般国道56号	市内の全区間
四国旅客鉄道株式会社予讃線	市内の全区間
四国旅客鉄道株式会社予土線	市内の全区間

注 道路の区間は、供用開始されている部分に限る。

別表第3(第4条関係)

1 条例第7条第1項第4号に規定する規則で定める基準

(1) 広告物等の個数が1個であること。

(2) 表示面積が広告物等を正面から見た場合における公益上必要な施設又は物件の外郭線内を1つの平面とみなしたものの大きさの20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下であること。

(3) 当該施設又は物件の効用を妨げないこと。

(4) 別表第2の第1(2の(3))、(5)、(7)及び(9)から(14)までを除く。)に定める基準に適合していること。

2 条例第7条第2項第1号に規定する規則で定める基準

(1) 表示面積(住所又は1事業所等につき、2以上の広告物等を表示し、又は設置する場合にあっては、それぞれの表示面積の合計)が禁止地域等にあっては5平方メートル、許可地域等にあっては10平方メートル以下であること。

(2) 別表第2の第1(2の(7))のア及びウ、(9)並びに(10)を除く。)に定める基準に適合していること。

3 条例第7条第2項第2号に規定する規則で定める基準

(1) 広告物等の個数が1個であること。

(2) 禁止地域等にあっては、広告物等の表示面積が1.5平方メートル以下であり、かつ、広告物等の高さが3メートル以下のものであること。

(3) 許可地域等にあっては、広告物等の表示面積が3平方メートル以下であり、かつ、広告物等の高さが5メートル以下のものであること。

(4) 別表第2の第1(2の(7))ア及びウ、(9)並びに(10)を除く。)に定める基準に適合していること。

4 条例第7条第2項第4号に規定する規則で定める基準

(1) 表示期間が開催の日の5日前から終了の日までの間であること。

(2) 別表第2の第1(2の(7))のウの(ア)のa及びd、(イ)のa及びd並びに(ウ)のa及びd、(9)並びに(10)を除く。)

5 条例第7条第4項第1号に規定する規則で定める基準

(1) 表示面積(1物件につき、2以上の広告物等を表示し、又は設置する場合にあっては、それぞれの表示面積の合計)が5平方メートル以下であること。

(2) 別表第2の第1(2の(7))、(9)、(10)及び(14)を除く。)に定める基準に適合していること。

様式第 1 号(第 4 条関係) 公共掲示板利用申請書

公共掲示板利用申請書			
宇和島市長		様	
申請者		氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、 その代表者の氏名	
公共掲示板の所在地	宇和島市	町	番地
種類		数量	
表示面積	縦	m 横	m 表示面積 m ²
掲出期間	年 月 日から 年 月 日まで		
屋外広告業の登録年月日 及び登録番号	年 月 日 第 号		
※承認通知欄	第 号 上記の申請については、次のとおり承認する。 年 月 日 宇和島市長 印		
	承認期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	条件		

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、申請者が屋外広告業者の場合に記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

4 広告面の模写図を添付すること。

5 管理者を別に定める場合には、屋外広告物管理者設置(変更・廃止)届出書(様式第 4 号)を併せて提出すること。

様式第2号（第6条関係） 屋外広告物許可申請書
（表）

屋外広告物許可申請書（新規・更新）									
宇和島市長		様		住所		年 月 日			
		申請者 氏 名		[法人にあつては、その名称及び代表者の氏名]		電 話（ ）		－	
表示又は設置場所		宇和島市							
規制地域の区分		☐ 条例第5条第1項第 号に規定する地域 ☐ 条例第6条第1項に規定する地域							
種類		☐ 自家用 ☐ 道標、案内図板				数量			
						照明装置 ☐ 有 ☐ 無			
表示面積等		縦 m 横 m 高さ m 合計表示面積 m ²							
		地盤面から上端までの高さ m		1 壁面の利用割合					
		地盤面から下端までの高さ m		地盤面から設置個所までの高さに対する広告物の高さの割合					
		脚部の長さ m		建築物からの出幅 m 道路境界からの出幅 m					
表示又は設置の期間		年 月 日から 年 月 日まで							
新管理者	住所		電話（ ）						
	氏 名								
	資格等		☐ 屋外広告士 ☐ 職業訓練指導員免許所持者 ☐ 技能検定合格者 ☐ 職業訓練修了者 ☐ 建築士 ☐ 電気工事士 ☐ 電気主任技術者 ☐ 広告物等の点検に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者						
工事施工者	住所								
	氏 名								
着工予定年月日		年 月 日		完了予定年月日		年 月 日			
他法令による許可又は届出		☐ 要		法令名		許可届出年月日・番号		年 月 日 第 号	
		☐ 否		法令名		許可届出年月日・番号		年 月 日 第 号	
前回許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号							
屋外広告業の登録年月日及び登録番号		申請者		年 月 日		第 号			
		新管理者		年 月 日		第 号			
		工事施工者		年 月 日		第 号			
※	上記の申請は、次のとおり許可する。 宇和島市長 印								
許可通知欄	許可年月日	年 月 日							
	許可番号	第 号							
	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで							
	許可手数料	円							
	許可の条件								

(裏)

付近見取図



土地に直接設置する広告塔及び広告板（広告アーチを除く。以下「野立広告物」という。）の場合は、次の欄に記入すること。

1 道路又は 鉄道等から の距離	○ 高速自動車国道又は自動車専用道路（名称）から	m
	○ 市長が指定した道路又は鉄道等（名称）から	m
	○ 上記以外の道路（名称）から	m

2 最寄りの野立広告物からの距離 m

広告旗の場合は、次の欄に記入すること。

1 付近の道路からの距離	m
2 他の広告旗との距離	m

- 注 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 □のある欄は、該当するものにレ印を付けること。
- 3 「新管理者」の欄は、新たに管理者を置き、又は管理者を変更しようとする場合に記入すること。
- 4 「屋外広告士」とは、宇和島市屋外広告物条例(平成 19 年条例第 29 号)第 12 条第 3 項第 1 号に掲げる者をいう。
- 5 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、申請者、新たに置かれる管理者又は工事施工者が屋外広告業者である場合に記入すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 次に掲げる書類及び図面を添付すること。
- (1) 新規の許可にあつては形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面、更新の許可にあつてはカラー写真及び屋外広告物安全点検結果報告書(別紙)
- (2) 広告物等を表示し、又は設置する場所又は物件が他人の所有又は管理に属する場合にあつては、当該場所又は物件の所有者又は管理者の承諾書又は使用許可書の写し
- (3) 新たに管理者を置き、又は管理者を変更しようとする場合にあつては、新たに置かれる管理者が宇和島市屋外広告物条例第 12 条第 3 項の規定に該当する者であることを証する書類の写し

別紙

屋外広告物安全点検結果報告書

許 可 番 号	第 号			
種 類				
設 置 日	年 月 日 (年経過)			
表示又は設置場所	宇和島市			
点 検 年 月 日	年 月 日			
点 検 の 方 法	☐ 目視 ☐ 打診 ☐ 触診 ☐ その他 ()			
点 検 項 目	異常	異 常 の 内 容	処理	処 理 の 内 容
1 取付（支持）部分の変形又は腐食	☐ 有 ☐ 無		☐ 未 ☐ 済	
2 主要部材の変形又は腐食	☐ 有 ☐ 無		☐ 未 ☐ 済	
3 ボルト、ビス等のゆるみ又はさび	☐ 有 ☐ 無		☐ 未 ☐ 済	
4 表示面の汚染、変色又は剥離	☐ 有 ☐ 無		☐ 未 ☐ 済	
5 表示面の破損	☐ 有 ☐ 無		☐ 未 ☐ 済	
6 照明装置、電気配線等の破損又は劣化	☐ 有 ☐ 無		☐ 未 ☐ 済	
7 その他点検した事項 ()	☐ 有 ☐ 無		☐ 未 ☐ 済	

上記の点検結果は、事実と相違ありません。

住 所 _____
点検者 氏 名 _____
資格等の名称 _____

- 注 1 管理者を置いているときは、当該管理者が点検をすること。
2 ☐のある欄は、該当するものにレ印を付けること。

様式第3号（第6条関係） 屋外広告物変更許可申請書
(表)

屋外広告物変更許可申請書									
宇和島市長		様		住所		年 月 日			
		申請者 氏 名		〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕 電 話 () -					
許可済広告物	表示又は設置場所		宇和島市						
	種類		☐ 自家用 ☐ 道標、案内図板			数量			
	許可年月日		年 月 日			許可番号		第 号	
変更事項	変更前								
	変更後								
表示又は設置の期間		年 月 日から 年 月 日まで							
新管理者	住所		電話 () -						
	氏 名								
	資格等		☐ 屋外広告士 ☐ 職業訓練指導員免許所持者 ☐ 技能検定合格者 ☐ 職業訓練修了者 ☐ 建築士 ☐ 電気工事士 ☐ 電気主任技術者 ☐ 広告物等の点検に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者						
工事施工者	住所								
	氏名								
着工予定年月日		年 月 日		完了予定年月日		年 月 日			
他法令による許可又は届出	☐ 要		法令名		許可届出年月日・番号		年 月 日 第 号		
	☐ 否		法令名		許可届出年月日・番号		年 月 日 第 号		
屋外広告業の登録年月日及び登録番号	申請者		年 月 日		第 号				
	新管理者		年 月 日		第 号				
	工事施工者		年 月 日		第 号				
※許可通知欄	上記の申請は、次のとおり許可する。								
	宇和島市長 								
	許可年月日		年 月 日						
	許可番号		第 号						
	許可期間		年 月 日から 年 月 日まで						
許可の条件									

(裏)

付近見取図



- 注 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 □のある欄は、該当するものにレ印を付けること。
- 3 「新管理者」の欄は、新たに管理者を置き、又は管理者を変更しようとする場合に記入すること。
- 4 「屋外広告士」とは、宇和島市屋外広告物条例(平成 19 年条例第 29 号)第 12 条第 3 項第 1 号に掲げる者をいう。
- 5 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、申請者、新たに置かれる管理者又は工事施工者が屋外広告業者である場合に記入すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 6 次に掲げる書類及び図面を添付すること。
- 7 (1) 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面
- (2) 広告物等を表示し、又は設置する場所又は物件が他人の所有又は管理に属する場合にあっては、当該場所又は物件の所有者又は管理者の承諾書又は使用許可書の写し
- (3) 新たに管理者を置き、又は管理者を変更しようとする場合にあっては、新たに置かれる管理者が宇和島市屋外広告物条例第 12 条第 3 項の規定に該当する者であることを証する書類の写し
- (4) 表示内容を変更する場合にあっては、旧広告の写真

様式第4号（第6条関係） 屋外広告物管理者設置（変更・廃止）届出書

屋外広告物管理者設置（変更・廃止）届出書			
宇和島市長		様	
		年 月 日	
		住 所	
		届出者 氏 名	
		〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕	
		電 話（ ） ー	
表 示 又 は 設 置 場 所		宇和島市	
種 類		数 量	
許 可 年 月 日		年 月 日	
許 可 番 号		第 号	
管 理 者	新	住 所	電話（ ） ー
		氏 名	
		資格等	☐ 屋外広告士 ☐ 職業訓練指導員免許所持者 ☐ 技能検定合格者 ☐ 職業訓練修了者 ☐ 建築士 ☐ 電気工事士 ☐ 電気主任技術者 ☐ 広告物等の点検に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者
	旧	住 所	電話（ ） ー
		氏 名	
		資格等	☐ 屋外広告士 ☐ 職業訓練指導員免許所持者 ☐ 技能検定合格者 ☐ 職業訓練修了者 ☐ 建築士 ☐ 電気工事士 ☐ 電気主任技術者 ☐ 広告物等の点検に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者
設置（変更・廃止）年月日		年 月 日	
屋外広告業の登録年月日 及 び 登 録 番 号		届 出 者	年 月 日 第 号
		新 管 理 者	年 月 日 第 号

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 □のある欄は、該当するものにレ印を付けること。

3 「屋外広告士」とは、宇和島市屋外広告物条例(平成19年条例第29号)第12条第3項第1号に掲げる者をいう。

4 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、届出者又は新たに置かれる管理者が屋外広告業者である場合に記入すること。

5 新たに置かれる管理者が宇和島市屋外広告物条例第12条第3項の規定に該当する者であることを証する書類の写しを添付すること。

様式第 5 号(第 6 条関係) 屋外広告物(表示者・設置者)変更届出書

屋外広告物(表示者・設置者)変更届出書			
年 月 日			
宇和島市長 様			
住 所			
届出者 氏 名			
〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕			
電 話 () —			
表 示 又 は 設 置 の 場 所		宇和島市 町 番地	
種 類		数 量	
許 可 年 月 日	年 月 日		
許 可 番 号	第 号		
表 示 者 又 は 設 置 者	新	住 所	電話() —
		氏 名	
	旧	住 所	電話() —
		氏 名	
変 更 年 月 日		年 月 日	
屋 外 広 告 業 の 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号		年 月 日 第 号	

注 1 不要の文字は、抹消すること。

2 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、届出者又は変更後の管理者が屋外広告業者である場合に記入すること。

様式第 6 号(第 6 条関係) 屋外広告物表示者氏名等変更届出書

屋外広告物表示者氏名等変更届出書			
年 月 日			
宇和島市長 様			
住 所			
届出者 氏 名			
〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕			
電 話 () —			
表 示 又 は 設 置 の 場 所		宇和島市 町 番地	
種 類		数 量	
許 可 年 月 日	年 月 日		
許 可 番 号	第 号		
☐表示者 ☐設置者 ☐管理者 〔 該当するものに、 レ印を付けること 〕	新	住 所	電話() —
		氏 名	
	旧	住 所	電話() —
		氏 名	
変 更 年 月 日		年 月 日	
屋外広告業の登録年月日及び登録番号		年 月 日 第 号	

注 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、届出者が屋外広告業者である場合に記入すること。

様式第 7 号(第 6 条関係) 屋外広告物(滅失・除却)届出書

屋外広告物(滅失・除却)届出書			
年 月 日			
宇和島市長		様	
届出者		氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	
表示又は設置の場所		宇和島市 町 番地	
許可年月日		年 月 日	
許可番号		第 号	
滅失又は除却の年月日		年 月 日	
種類		数	量
屋外広告業の登録年月日 及び登録番号		年 月 日 第 号	
除却の理由(該当する番号に○印を付けること。) 1 許可期間が満了した。 2 許可を取り消された。 3 除却を命ぜられた。 4 必要でなくなった。 5 その他			

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2 不要の文字は、抹消すること。
3 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、届出者が屋外広告業者である場合に記入すること。

様式第 8 号(第 7 条関係) 許可証票

宇和島市屋外広告物許可証

年 月 日より

年 月 日まで

第 号

様式第 9 号(第 7 条関係) 許可証印



様式第 10 号(第 11 条関係) 保管物件一覧簿

保 管 物 件 一 覧 簿								
整理番号	保管した広告物又は掲出物件			保管した広告物又は掲出物件が表示され、又は設置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	形状	数量					

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 11 号(第 13 条関係) 受領書

受領書	
年 月 日	
宇和島市長 様	
住 所	
受領者 氏 名 (※)	
〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕	
電 話 () —	
(※)法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。	
返 還 を 受 け た 日 時	
返 還 を 受 け た 場 所	
返 還 を 受 け た 物 品 又 は 掲 げ 物	※整 理 番 号
	名 称 又 は 種 類
	形 状
	数 量
(返 還 を 受 け た 金 額)	

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2 受領者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 12 号(第 14 条関係) 身分証明書

(表)

第	号
身分証明書	
下記の者は、宇和島市屋外広告物条例(平成 19 年条例第 29 号)第 25 条第 1 項の規定による立入検査等に従事する職員であることを証明する。	
年	月 日
宇和島市長	
印	
所	属
職	名
氏	名
年	月 日 生

(裏)

宇和島市屋外広告物条例(抜粋)
(報告徴収及び立入検査)
第 25 条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。